

平成20年(行ケ)第10396号

平成21年6月30日判決言渡

審決取消請求事件

(黒田先生テキスト 4-3-4)

無効審判での特許無効の審決における引用発明の認定が誤りとされ、
この誤りに基づき相違点の認定、相違点についての判断が誤りとされた事例

2015年10月31日

内神田集会場

担当 黒丸 博昭^{1/11}

テーマと具体的裁判例

- テーマ 「4-3. 引用発明の認定」

4-3-1. 審決と判決との相違点の印象

「**審決では**、引用発明の解釈に際して**周知技術等を加味**して**広く解釈**するものの、**判決では課題及び解決手段を加味**した上で引用発明を認定する傾向にある。」

(黒田先生テキストp. 20)

- 具体的裁判例

発明の名称「**排泄物処理剤**」、特許第4014604号に対する無効2008-800007号の審決取消訴訟

進歩性を欠くとした無効の審決が取り消された事件
争点は、甲1発明との関係で進歩性を有するか否か、である。

まず 排泄物処理剤とは

猫砂(猫が排泄物を隠すための砂)と思います
(引例から推定)。



猫砂について(Wikipediaのまとめ)

猫は排泄物を砂で隠す習性がある。

・衛生面から、また餌の小動物に悟られることを避けるため

猫の排泄物が寄生虫などの媒介となっている事例が多く発表され、「環境省は、動物愛護法に基づくペット飼育基準を改正し、ネコは室内で飼うようにと明記する方針を決めた。」(2002年)

→ 排泄用に猫トイレの必要性が高まり、猫砂の需要が増大
消臭性、排泄しやすさ、衛生性、廃棄処分し易さが必要

単に砂を指すこともあるが、**粒子状の人工物**を指すことが多い。

本件特許発明

背景技術、発明が解決しようとする課題

【背景技術】

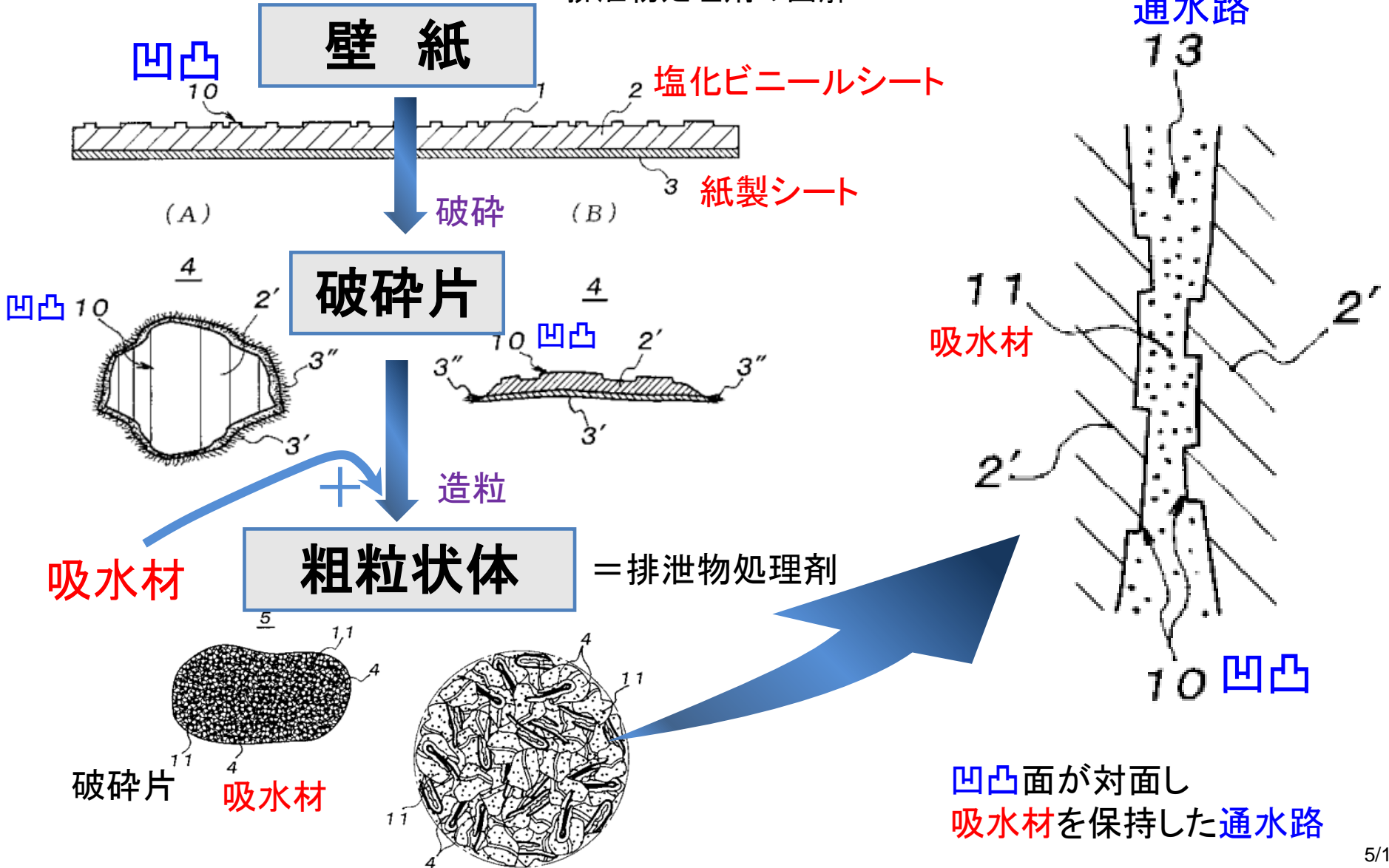
…従来より木材パルプを造粒し粒状にして成る動物の排泄物処理材が周知であるが、この木材パルプを原料とする排泄物処理材は省資源の要請に反し、又木材パルプは比較的高価であり、安価であることが求められている排泄物処理材の原料としては経済性、市場性に欠ける問題点を有している。

【発明が解決しようとする課題】

…木材パルプに代わる原料として、産業廃棄物として多量に排出されている壁紙の廃材を再利用した排泄物処理材を提供し、省資源の要請に資するものである。

本件特許発明

排泄物処理剤の図解



本件特許発明

本件発明1 (本件発明2は省略)

【請求項1】 表面に表飾のための凹凸が施された塩化ビニールシートに紙製シートを貼り合わせて成る壁紙の 廃材を原料とし、該壁紙を細かく破碎し形成した表面に上記凹凸を残存する塩化ビニール片と紙片の貼り合わせ構造を有する破砕片と、
繊維状吸水材又は粉粒状吸水材とを組成材とする粗粒状体から成り、
該粗粒状体中の塩化ビニール片の上記凹凸面が対面して通水路を形成し、該通水路内に上記繊維状吸水材又は粉粒状吸水材を保持した構造を有することを特徴とする排泄物処理材。

本件特許発明

作用効果

排泄物処理材の大幅なコストダウンを達成し、省資源に資するものであるほか、

上記壁紙を細かく破砕した塩化ビニール片の凹凸面が対面して通水路を形成し、

その通水路内に上記凹凸によって繊維状吸水材又は粉粒状吸水材を確実に保持するとともに、排尿は上記通水路内に誘引されつつ通水路内の繊維状吸水材又は粉粒状吸水材と凹凸に捕捉される(判決p.23, 2.(3))。

本件特許関連の経緯

| | |
|-------------------|--|
| 平成17年4月22日 | 出願、特願2005-125351号 |
| 平成19年9月21日 | 登録、特許第4014604号 |
| 平成20年1月15日 | 請求、無効2008-800007号 証拠、 甲1発明他 |
| 平成20年9月17日 | 審決、 請求項1及び2に係る発明は無効 |
| 平成20年9月29日 | 原告に審決謄本送達 |
| 平成20年 | 本件審決取消訴訟提起 |
| 平成20年10月28日 | 請求、訂正2008-390121号 |
| 平成21年6月30日 | 本件判決言渡 |
| 平成21年7月8日 | 訂正審判取下登録 |

甲1発明

3mm以下の粒度の表面がプラスチック材料被膜で覆われているラミネート加工紙廃材の粉砕物,

及び該粉砕物より少ない量の粉状吸水性樹脂を含有して粒状に形成されている粒体,

並びに該粒体表面部に付着した界面活性剤から成る粒状の動物用排泄物処理材

(p.26～27, 審決(6頁2行～5行)も認定するとおりである)

一致点及び相違点

<一致点>(p.3)

廃材を原料とし、該廃材を細かく破砕し形成した物と、粉粒状吸水材とを組成材とする粗粒状体から成る排泄物処理材。

<相違点1>(p.3, 原料が、壁紙かラミネート加工紙か)

本件発明1は、「表面に表飾のための凹凸が施された塩化ビニールシートに紙製シートを貼り合わせて成る壁紙の廃材を原料」とするものであるのに対し、甲第1号証発明は、「表面がプラスチック材料被膜で覆われているラミネート加工紙廃材」を原料とする点。

<相違点2>(p4, 原料表面の凹凸構造特定の有無)

本件発明1は、粗粒状体が「壁紙を細かく破砕し形成した表面に上記凹凸を残存する塩化ビニール片と紙片の貼り合わせ構造を有する破砕片を組成材とする」のに対し、甲第1号証発明は、粒体が「粉碎物を含有」するものであり、かかる「粉碎物」について、表面に凹凸を残存する塩化ビニール片と紙片の貼り合わせ構造を有する破砕片であることの特
定がない点。

<相違点3>(p4, 凹凸構造に由来する通水路構造特定の有無)

本件発明1は、「粗粒状体中の塩化ビニール片の上記凹凸面が対面して通水路を形成し、該通水路内に上記繊維状吸水材又は粉粒状吸水材を保持した構造を有する」のに対し、甲第1号証発明は、かかる構造の特
定がない点。

審決、判決、心証

- 審決の概要(別紙 第1頁)
- 判決の概要(別紙 第2頁)
- 心証
 - 相違点1～3に関して、相違点1が容易想到なら、他の相違点2, 3もほぼ自動的に容易想到だとの進歩性を否定する審決の論理構成には、飛躍が無いのだろうかと感じます。
 - 被告の「凹凸は進歩性に寄与しない」との主張は、明細書の記載自体が真実でないとの主張であり、侵害訴訟における侵害論ならまだしも、進歩性を否定する場面での主張では、どれくらい有効なのか。
 - 相違点の認定に関して、特定が無い点ではなく、異なる点として主張した点は、参考にすべき点と思います。